

諮問番号：令和２年度諮問第１０号
答申番号：令和２年度答申第１８号

答 申 書

第１ 審査会の結論

〇〇〇〇〇〇〇保健福祉センター所長（以下「処分庁」という。）が、審査請求人に対して平成３０年２月１４日付けで行った生活保護法（昭和２５年法律第１４４号。以下「法」という。）第６３条に基づく費用返還決定処分（以下「本件処分」という。）の取消しを求める審査請求（以下「本件審査請求」という。）は、棄却すべきである。

第２ 審査関係人の主張の要旨

１ 審査請求人の主張の要旨

生活保護中に交通事故に遭い、最終、慰謝料としてもらったのを諸事情で使ってしまった。返還することになったが、物損、未払交通費でかかったものは納得がいかない。

２ 審査庁

本件審査請求は、棄却すべきである。

第３ 審理員意見書の要旨

１ 審理員意見書の結論

本件審査請求は、棄却されるべきである。

２ 審理員意見書の理由

（１）本件処分の妥当性について

処分庁は、審査請求人に対し、交通事故（発生日：平成２５年７月１０日）（以下「本件交通事故」という。）の被害による賠償金について、収入があれば申告するよう求めていたが、審査請求人から申告がなく、法第２９条に基づく調査により、平成２８年６月に示談が成立していることが判明したため、改めて挙証資料等を提出するよう指導指示を行うも審査請求人が履行しなかったことから、本件処分を行ったものと認められる。

審査請求人は、受領した賠償金の中には、物損被害に充てるべきものや通

院交通費として実費負担しているものが含まれており、返還額から控除されるべきであると主張している。

しかしながら、本件処分時点においては、控除額を検討するための資料の提出がなかったことから、処分庁は、法第63条、生活保護法による保護の実施要領について（昭和36年4月1日厚生省発社第123号厚生事務次官通知。以下「次官通知」という。）の第8の3（2）エ（イ）、生活保護問答集について（平成21年3月31日厚生労働省社会・援護局保護課長事務連絡。以下「問答集」という。）の問13の6の答（3）、問答集の問13の23の答（2）に照らし、本件交通事故の被害による賠償金として振り込まれたものと推認される代理人弁護士から審査請求人名義口座への2回の振込入金について、それぞれ8,000円を控除した額の合計3,111,488円を返還額と決定したものと認められ、処分庁の判断が合理性を欠くとはいえない。

（2）返還額からの控除について

処分庁は、本件処分後に審査請求人から提出があった資料のみでは、控除についての判断ができないため返還額の変更を行わなかったものと認められる。

審査請求人から提出された資料は、示談提案に係る損害額計算書であり、通院交通費の総額や物損品目及び金額の記載は認められるものの、審査請求人が受領した賠償金に含まれているか否かを判断するためには不十分であると認めざるを得ず、処分庁の判断は首肯できるものである。

（3）まとめ

以上のとおり、本件処分に違法又は不当な点は見当たらず、審査請求人の主張は認められない。

（4）上記以外の違法性又は不当性の検討

他に本件処分に違法又は不当な点は認められない。

第4 調査審議の経過

令和2年7月13日	諮問書の受領
令和2年7月14日	審査関係人に対する主張書面等の提出期限通知 主張書面等の提出期限：7月28日 口頭意見陳述申立期限：7月28日
令和2年7月28日	第1回審議
令和2年8月20日	第2回審議
令和2年8月21日	審査請求人に対する主張書面等の提出期限再通知 (提出期限8月31日)

第5 審査会の判断の理由

1 法令等の規定

- (1) 法第27条第1項は、「保護の実施機関は、被保護者に対して、生活の維持、向上その他保護の目的達成に必要な指導又は指示をすることができる。」と定めている。
- (2) 法第29条第1項は、「保護の実施機関及び福祉事務所長は、保護の決定若しくは実施（中略）のために必要があると認めるときは、次の各号に掲げる者の当該各号に定める事項につき、（中略）銀行、信託会社、次の各号に掲げる者の雇主その他の関係人に、報告を求めることができる。」と定め、同項第1号は、「要保護者又は被保護者であつた者 氏名及び住所又は居所、資産及び収入の状況、健康状態、他の保護の実施機関における保護の決定及び実施の状況その他政令で定める事項（後略）」と定めている。
- (3) 法第61条は、「被保護者は、収入、支出その他生計の状況について変動があつたとき、又は居住地若しくは世帯の構成に異動があつたときは、すみやかに、保護の実施機関又は福祉事務所長にその旨を届け出なければならない。」と定めている。
- (4) 法第62条第1項は、「被保護者は、保護の実施機関が、（中略）第27条の規定により、被保護者に対し、必要な指導又は指示をしたときは、これに従わなければならない。」と、同条第3項は、「保護の実施機関は、被保護者が前2項の規定による義務に違反したときは、保護の変更、停止又は廃止をすることができる。」と、同条第4項は、「保護の実施機関は、前項の規定により保護の変更、停止又は廃止の処分をする場合には、当該被保護者に対して弁明の機会を与えなければならない。この場合においては、あらかじめ、当該処分をしようとする理由、弁明をすべき日時及び場所を通知しなければならない。」と定めている。
- (5) 法第63条は、「被保護者が、急迫の場合等において資力があるにもかかわらず、保護を受けたときは、保護に要する費用を支弁した都道府県又は市町村に対して、すみやかに、その受けた保護金品に相当する金額の範囲内において保護の実施機関の定める額を返還しなければならない。」と定めている。
- (6) 次官通知の第8の3(2)エ(イ)は、「不動産又は動産の処分による収入、保険金その他の臨時的収入((3)のオ、カ又はキに該当する額を除く。)については、その額（中略）が、世帯合算額8000円（月額）をこえる場合、そのこえる額を収入として認定すること。」と記している。そして、(3)

の才は、「災害等によって損害を受けたことにより臨時的に受ける補償金、保険金又は見舞金のうち当該被保護世帯の自立更生のためにあてられる額」と記している。

- (7) 問答集の問13の6の「費用返還と資力の発生時点」の答(3)は、「自動車事故等第三者の加害行為により被害にあった場合、加害行為の発生時点から被害者は損害賠償請求権を有することとなるので、原則として、加害行為の発生時点で資力の発生があったものと取り扱うこととなる。(中略)自動車事故の場合は、被害者に対して自動車損害賠償保障法により保険金(強制保険)が支払われることが確実なため、事故発生の時点を資力の発生時点としてとらえることになる。(後略)」と記している。
- (8) 問答集の問13の23の答(2)は、「(前略)保護開始後に発生した資力については、それが速やかに現金化できる状況にあれば、本来収入認定を行うべきものである。したがって、事後に資力が換金され、その結果法第63条を適用する場合には保護の実施要領に定める収入認定の各規定に従って必要な控除等を適用すべきものである。(後略)」と記している。

2 認定した事実

審査庁から提出された諮問書の添付書類(事件記録)によれば、以下の事実が認められる。

- (1) 平成23年9月1日付けで、処分庁は、審査請求人に対して、法による保護を開始した。
- (2) 平成25年7月12日のケース記録票には、審査請求人から処分庁に電話があり、同月10日に自転車に乗っている際に車と接触し、病院に搬送された旨の連絡があったことが記載されている。
- (3) 平成25年7月23日のケース記録票には、「災害等によって損害を受けたことにより受ける保険金は自立更生に当てられる額であると説明し、現状〔原状〕回復のためであれば、収入として認定しないことを説明。しかし、最終的な金額が分かれば、金額を教えてくださいと伝える。」と記載されている。
- (4) 平成25年8月19日のケース記録票には、「事故で受け取ったお金については今後も申告するよう説明する。また、何に使用したのか領収書等を必ず保管するよう伝える。」と記載されている。
- (5) 平成25年12月12日のケース記録票には、「保険会社から支払われた金額と、タクシー代等の金額を確認したいので、年明けに必ず通帳・領収書を持参するように指示する。」と記載されている。
- (6) 平成26年5月14日のケース記録票には、「当該事故の話し合いは全く進んでいないとのこと。要経過報告の旨念を押す。」と記載されている。

- (7) 平成27年4月23日のケース記録票には、「進展や金銭などの収入、その他生活状況に変化があれば申告するよう伝える。」と記載されている。
- (8) 平成27年12月22日のケース記録票には、「事故判定手続きに変化・収入があれば申告・報告するよう伝える。」と記載されている。
- (9) 平成28年4月25日のケース記録票には、「交通事故の保険金についての進展があれば報告するよう伝える。」と記載されている。
- (10) 平成29年10月27日のケース記録票には、法第29条に基づく調査結果処理について「交通事故の件については既に示談成立されており、賠償金支払いも完済との報告。」と記載されている。
- (11) 平成29年10月30日のケース記録票には、「交通事故の示談が成立して賠償金を受け取ったのではないか」との処分庁の質問に対し、審査請求人は、「はい、去年のいつだったか覚えてないが受け取りました。受取りは手渡しだったか振込だったかも覚えていない。全部で200万か300万。このお金は子どもと自分の知人からの借金返済などに使用しもう手元には何も残っていない。(中略) 申告義務については理解していましたが、申告しませんでした。通院に使用した交通費については以前にその明細を提出したので申告する必要がないと思っていました。示談などにかかる書類は既に全て破棄したので何も持っていません。」と回答した旨の記載がある。また、「挙証資料の提出がなければ主〔審査請求人〕にとって不利益が生じるかも知れないです。」との処分庁の発言に対して、審査請求人は、「それでも仕方ないですね。」と回答したと記載されている。

同日付けで、審査請求人が処分庁に提出した証明(申告)書には、「平成25年7月10日に発生した事故の示談が成立しています。(H28) お金を受け取りました。でも申告はしていません。示談の書類は全て捨〔捨〕てました。残っていません。受け取った金額300百万程受け取りました。今は、手元には残っていません。」と記載されている。

- (12) 平成29年10月31日付けで、処分庁は、審査請求人に対して、法第61条に基づく届出義務の履行として、本件交通事故による示談等の収入がわかる関係書類、申告内容がわかる挙証資料を同年11月10日午後5時30分までに提出するよう文書により指示した。
- (13) 平成29年11月15日付けで、処分庁は、審査請求人に対して、法第27条第1項に基づき、すみやかに、詳しく、正しく本件交通事故による示談等の収入がわかる関係書類、申告内容がわかる挙証資料を、同年11月29日までに届け出るよう、文書により指示した。
- (14) 平成29年11月15日付けで、処分庁は、株式会社〇〇〇銀行〇〇〇〇支店から法第29条に基づく調査について回答を受けた。同回答によると、審査請求人の預金口座に、ベンゴシ〇〇〇〇〇〇〇〇から、平成27年

12月16日に668,244円、平成28年7月5日に2,459,244円の入金があったことが確認できる。

- (15) 平成29年12月13日付けで、処分庁は、審査請求人に対して、法第62条第3項の規定により保護の変更、停止又は廃止の処分を行うことがあるため、同条第4項の規定により、同月27日午後2時に弁明の機会を与えるので来所するよう通知した。

同月18日のケース記録票には、審査請求人が電話で「弁明の機会に来所はするつもりない。」と発言していたと記載されている。

- (16) 平成30年1月23日のケース診断会議記録票には、診断結果として、法第63条により返還決定を行う、返還決定額を3,111,488円とすると記載されている。

- (17) 平成30年2月14日付けで、処分庁は、本件交通事故の発生日である平成25年7月10日から平成26年7月31日までに支給した保護費のうち、本件交通事故の賠償金に相当する3,111,488円について、法第63条に規定する「資力があるにもかかわらず保護を受けた」に該当することを理由に、本件処分を行った。

- (18) 平成30年2月20日のケース記録票には、賠償金の使用方法について、「受け取った金銭は2人の友人から借りていた借金100万・50万」「携帯代の滞納金100万以上、残りは子どもの必要物品・生活費に充てた。」と記載されている。

- (19) 平成30年3月7日に、審査請求人は、処分庁に、示談書（以下「示談書」という。）及び損害額計算書（以下「損害額計算書」という。）を提出した。示談書には、「甲・乙〔加害者〕は丙〔審査請求人〕に対し、本件事故による乙のすべての損害に対する賠償として、既払い金340万4935円の外、金300万円の支払義務のあることを認め、甲・乙はこれをすみやかに末尾記載の丙指定口座に振り込んで支払う。」と、損害額計算書には、「13. 合計 7,550,648円」「事故日から982日の遅延を踏まえ、8,570,000円で示談提案いたします。」と記載されている。

同日のケース記録票には、審査請求人の申出として、「1、計算書に記載されている通院交通費については総額738,170円とあるが、実際に支払ってもらった費用は11に記載されている内払い（660,000円）のみであり、本来支払ってもらおうべく差額は賠償金に含まれている。2、物損にかかった費用も別途もらっておらず、最終賠償額に含まれている。よって、この2点の費用は差し引いてもらえる費用である。」と記載されている。

- (20) 平成30年5月15日付けで、審査請求人は、本件審査請求を行った。

3 判断

(1) 返還額の決定について

審査請求人は、受領した賠償金には物損でかかった費用や未払いの通院交通費が含まれており、これらについては返還額から控除されるべきであると主張する。

処分庁は、本件交通事故の発生後、審査請求人に対して、保険金を受領した場合は処分庁に申告すること、被害の原状回復に要する費用は収入として認定しないこと、領収書等の挙証資料を保管しておくことを、繰り返し説明していることが認められる。

しかしながら、審査請求人から申告はなく、処分庁は、法第29条に基づく調査の結果、本件交通事故の示談が成立していたことを把握したため、審査請求人に対して、法第27条第1項に基づき、本件交通事故による示談等の収入がわかる関係書類等を提出するよう文書による指示を行ったが、提出はなかった。そして、処分庁は、審査請求人の預金口座に示談金と推定される入金があったことを確認したため、法第62条第4項に基づき弁明の機会を与えるので処分庁に来所するよう通知したものの、審査請求人は来所しなかったのである。

以上のとおり、処分庁は、審査請求人から挙証資料の提出が無かったため、平成27年12月16日及び平成28年7月5日に審査請求人の預金口座に入金があった額から、次官通知に定める控除を行った額を返還額として決定したものと認められ、その判断に違法又は不当な点があるとまでは言えない。

(2) 本件処分後に提出のあった資料による返還額からの控除について

示談書には、賠償額についての記載はあるものの、審査請求人が負担したと主張する費用が含まれていることを判断できる内訳等は示されていない。また、損害額計算書は、示談を提案するものであり、この内容で示談が決定されたのか判断できない。いずれの資料も、返還額から控除されるべき額を判断するには不十分であると言わざるを得ない。

(3) まとめ

以上のとおり、本件処分に違法又は不当な点はない。よって、本件審査請求は、棄却されるべきである。

大阪府行政不服審査会第3部会

委員（部会長） 曾和 俊文

委員 船戸 貴美子

委員 前田 雅子